

令和 7 年第 3 回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和 7 年 3 月 19 日付を以って、同 3 月 28 日午後 3 時 00 分から鹿嶋市役所 3 階 301 会議室において、第 3 回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名人の選任について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 4 号 現況確認証明願（非農地証明）について
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第 7 号 農地法第 52 条の規定による情報の提供について
- 第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による買受適格証明願に係る許可指令書の交付について（公売）
報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 6 号 制限除外の農地の移動について
報告第 7 号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（12名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大楓勝敏君	8番	今村太一君
10番	笠貫順一君	11番	野口嘉徳君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（2名）

7番	橋本正君	12番	大川喜美君
----	------	-----	-------

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主査	児島教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口和範
--------	------

会議の経過

(開会 午後3時00分)

議長 ただいまの出席委員は、12名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了しました。

それでは、令和7年第3回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日の欠席委員でございますが、7番橋本正君、12番大川喜美君より欠席する旨、届出がございました。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

5番山本清治君、6番大槻勝敏君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第7号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

まず議案第1号番号5について、6番大槻勝敏君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主査 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」最初に、番号5をご説明いたします。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。

譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、トラック2台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約559アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号5武井地内案件について、隣接委員であります5番山本清治君にお願いします。

5番 はい、5番山本です。24日に現地を確認いたしました。作付けをした農地でありますので、心配ないと思いますのでご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号5について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 ただいま、議案第1号番号5については審議終了いたしましたので、6番大槻勝敏君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に議案第1号番号1ないし番号4を付議いたします。
事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 それでは、番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、土地所有者が令和5年1月1日死亡により、同人の相続財産清算人が選任されまして譲受人は相続財産清算人に対し、平成14年11月に土地所有者から農業経営規模拡大のため、仮登記にて購入した今、案件3筆の許可手続きを求めたものでございます。なお、譲受人の住民票、耕作証明書が添付されております。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては自作地472アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻、甘藷を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に、番号2についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、土地所有者が、令和4年12月19日死亡し、同人の相続財産清算人が選任されまして譲受人は相続財産清算人に対し、農業経営規模拡大のため、今案件2筆の購入を申し込み売買契約が成立する見込みとなったためとの事です。なお、番号1と同様譲受人の住民票、耕作証明書が添付されております。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては自作地472アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

次に、番号3について譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、噴霧器1台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約46アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

続いて番号4につきましては、今月の総会この後、第3条の報告案件で提出されております農地中間管理機構（農林振興公社）の特例事業案件でございます。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター2台、コンバイン1台、田植機2台、乾燥機2台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間240日、農地の所有につきましては、自作地約235アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1木滝地内案件について、本日12番大川喜美君が欠席であるため隣接委員であります11番野口嘉徳君に報告を求めます。

11番 11番野口です。25日に現地調査をし、確認してまいりました。まず●●●につきましては、現在まで耕作されておりました。いつでも作れるような状況になっております。また、●●●につきましては、休耕地となっておりここは耕作可能かなと判断しました。そして、●●●につきましては、草が生えており作付けできるような状況ではありません。ということで周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議の程、お願ひいたします。

議長 次に、番号2及び番号4沼尾地内案件について、16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。3月25日に現地調査を行いました。この地区は大野地区土地改良区域に入っており遊休農地であります。しかし、水田に戻すことも可能なので、問題はないかと思います。

つづきまして番号4ですが、現在豊郷台土地改良区内にあります、現在造成しており農林振興公社からの従前地からの売買であります問題ないかと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長 次に、番号3田谷沼地内案件について、10番笠貫順一君。

10番 はい、10番笠貫です。番号3について、24日に現地調査を行いました。その結果特に問題ないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1ないし番号4について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号4は、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号2につきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契

約申込書、関連法人からの受給契約地位移転の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号3についてです。転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、系統連系受電サービス料金案内の写しが添付されております。資金計画としましては、他法人からの借入を予定しており、金銭消費貸借契約書および貸し手の法人の取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号4及び5についてです。本案件につきましては、所有権の移転と賃貸借権の設定に分かれていることから、議案を分けておりますが、同一法人による転用でありますことから、一括して説明させていただきます。転用目的は駐車場及びオートキャンプ場、ドックランの設置でございます。農地区分は、土地改良が施工され、集団的に存在している区域内にある第1種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域除外通知書が添付されております。また、配置図が添付されており駐車台数70台、オートキャンプ場12区画、ドックラン650平方メートルを整備する計画でございます。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号6につきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書、託送供給の承諾のお知らせの写し、東芝エネルギーシステムズ株式

会社より電力受給契約書写添付しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

番号7につきましては、申請取下げ願いが出されておりますので、説明は省略させていただきます。

つづきまして番号8につきまして、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、土地改良内にある集団的内に存在している農地のため第1種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外見込通知書が添付されております。また、資金計画としましては、全額取引先金融機関からの住宅ローン事前審査の結果写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、3月17日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、清宮委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号8につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号番号1ないし番号7について、原案のとおり許可することにご

異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号番号1ないし番号7については、原案のとおり許可することと決定いたします。

なお、議案第2号番号4及び番号5につきましては、転用面積が30アールを超えるので、改正農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第5項の規程に基づき、（一般社団法人）茨城県農業会議常設審議委員会の意見を聴取することを事務局に命じます。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

番号1につきましては、目的は砂利採取事業期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の当初期間が令和6年5月30日から令和7年5月7日までなっておりましたが、継続して事業を行うことから、認可日から令和8年5月7日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書写添付されており、また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書写添付が添付されております。その他施設の概要等の変更はありません。

次に番号2につきまして、目的は砂利採取事業期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の当初期間が令和6年4月25日から令和7年4月24日までなっておりましたが、継続して事業を行うことから、認可日から令和8年4月24日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市長より大型車両通行に伴う道路使用許可書写添付されており、また、茨城県鹿行県民センターより砂利採取計画認可申請書写添付が添付されております。その他施設の概要等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1及び2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

5番 はい、議長。

議長 5番 山本清治君。

5番 5番 山本です。ちょっと聞きたいのですが、●●●だけですか。●●●は入っていないのですか。

事務局 ●●●だけです。

5番 わかりました。

議長 ほかに地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号番号1及び番号2について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号番号1及び番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

初めに、番号1をご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成10年頃から資材置場として使用しておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。

続きまして番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成10年頃から駐車場及び倉庫として使用しておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月28日撮影、空中写真」が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

2番 笹本真由美君。

2番 はい、2番 笹本です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1及び2につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

1番 はい、議長。

議長 1番出頭勝美君。

1番 1番出頭です。番号1について担当地区ですので25日現地調査したところ、申請どおりありますので、慎重審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号番号1及び番号2については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1及び番号2については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

議案第5号について、3番清宮茂信君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、議案終了までお待ちいただきます。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年3月10日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿

嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。畠の新規については7筆で面積が12,287平方メートルとなってございます。次に貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。畠の新規については13筆で面積が39,882平方メートルとなってございます。以上合計いたしますと20筆で面積が52,169平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）」は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 ただいま、議案第5号については審議終了いたしましたので、3番清宮茂信君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年3月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については9筆で面積が16,069平方メートル、畠の新規については10筆で面積が25,082平方メートルとなってございます。以上合計いたしまして19筆で、面積が41,151平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」ご説明いたします。

国通達の「農業委員会による最適化活動推進等について」に基づき、最適化活動目標を設定し茨城県農業会議の確認を受けることとなっております。

- 1 農業委員会の状況（農業委員会の体制・農地等の概要）
- 2 最適化活動の目標（農地の集積・遊休農地の解消・新規参入の促進・推進委員等が最適化活動を行う目標日数）

以上です。これらの目標を達成することにより交付金を受けることが出来るようになります。

説明は以上となります。

議長 ただいま、事務局の説明についてご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 事務局にお聞きしたいのですが、最適化活動の目標について質問してよろしいでしょうか。その中で現況集積率32パーセント、管内の農地面積2010ヘクタールに対して644ヘクタール、この間推進委員制度ができて9年ですかね、後で結構ですが年度別の傾向値ですかね、どういう進捗率だったのかを教えていただければありがたいと思います。もう一点、目標の中に集積率が66パーセント、確かに国か県は70パーセント以上というのが1つの基準ではないかと思いますけど、その辺66パーセントにした根拠はどのような点から令和12年度までということで、あと5年間で34パーセントで年度別にすると結構厳しい数字なのかなとその辺の集積率の目標が大丈夫なのかお伺いしたいと思います。以上です。

議長 事務局に説明を求めます。

事務局 はい、事務局から説明いたします。最初に質問いただきました経年の変化につきましては、農林水産課に資料がございますので改めて田口委員の方から言われた軽減の方の状況は示していきたいと思います。また、目標の集積率の66パーセントにつきましては、60パーセントというのは県内の目標値となっておりますので、そこを目指してやっているところでございます。先日、視察研修で行きました大田原市も60パーセント以上ということで目標を達成しております、60というパーセントは全国的な目標値の設定となっているのかなと思います。

以上でございます。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 あの12名の推進委員の皆さんが頑張ってきてますよね。実績に応じて手当等も考えているということで、どうしても担当地区によって開きがあるのかなと思ってその辺の連携の仕方をどうするのかなということが気になるところがあります。もう一つは、令和12年度に県の目標をクリアするんだということですけど、確かに先週の農業新聞に北海道でしたか集積率、目標クリアしたので推進委員を廃止したと、国の方もこれについてはいろいろ緩和

措置も含めて考えているようであります。ですので、この12年度までは、あと6年間で頑張るということでいいわけですね。

事務局 はい。

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第7号「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第7号についてであります。報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」ないし報告第7号「農用地利用集積等促進計画の認可」については、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。
なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和7年第3回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時45分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会議事録署名人

鹿嶋市農業委員会議事録署名人

